危険な空き家の除却費用を補助します。

(香取市空家除却工事補助金)

申	当該年度の4月1日から申請することができます。(土日祝日除く)
請	※予算の上限に達した時点で、受付を終了します。
	以下の全てを満たす空き家
対	①空家法第2条第2項に規定する特定空家等であること
象	(現地調査を行った結果、特定空家等と認定されたものであること)
の	②個人が所有する戸建て住宅であること
建	③所有権以外の権利が設定されていないこと
物	④空家法第22条2項の規定による勧告を受けていないこと
	⑤全ての所有者等の同意を得ていること (所有者等が複数いる場合に限る)
対 象 者	以下の全てを満たす方
	①補助対象空家の所有者又は法定相続人
	※空家が共有名義、相続人が複数の場合、全員の同意書が必要です。
	②市税の滞納がない方
	③暴力団員等でない方
	④過去にこの補助金の交付を受けていない方
対 象 工 事	以下の全てを満たす工事
	①補助金の交付決定後に工事請負契約を締結した工事
	②市内業者が行う工事
	③補助対象空家を除却し、敷地を更地にする工事
	④当該年度の2月15日までに完了する工事
補	最大50万円(補助対象工事費の2分の1)
助	補助対象工事費が100万円以上の場合の補助金額は50万円、除却工事費が
金	100万円未満の場合の補助額は補助対象工事費の2分の1(千円未満は切り
額	捨て)です。
そ	補助金の交付を受けるには、工事の着手前に申請手続きが必要です。
の	申請書は香取市ホームページからもダウンロードできます。
他	

【お問い合わせ・申請先】

〒287-8501 香取市佐原口2127番地

香取市 都市整備課 住宅班(0478-50-1214)